

再生可能エネルギー発電設備に対する固定資産税の特例について(わがまち特例)

対 象 設 備	出力規模	R2. 4. 1～R6. 3. 31までに 取得した資産の特例割合	R6. 4. 1～R8. 3. 31までに 取得した資産の特例割合 適用期間：新規課税から3年度分	提出書類
太陽光発電設備	1kW未満	課税標準額×2/3 ※ エネルギー事業者支援事業補助金適用設備であること。 ※ FIT(固定価格買取制度) ・FIPの適用を受けていない施設に限る。	課税標準額×2/3 ※ 1、※ 3	・補助事業者等が交付する補助金額等が 確定したことがわかる書類の写し ※ 2 ・出力規模等が確認できる資料（仕様書・見積書等）
	1kW以上	課税標準額×3/4 ※ エネルギー事業者支援事業補助金適用設備であること。 ※ FIT(固定価格買取制度) ・FIPの適用を受けていない施設に限る。	課税標準額×3/4 ※ 3	
風力発電設備	20kW以上	課税標準額×2/3	課税標準額×2/3	・経済産業省が交付する再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し ・FIT(固定価格買取制度) 又はFIP認定通知書の写し ※ 5
	20kW未満	課税標準額×3/4	課税標準額×3/4	
水力発電設備	5kW以上	課税標準額×3/4	課税標準額×3/4	
	5kW未満	課税標準額×1/2	課税標準額×1/2	
地熱発電設備	1kW未満	課税標準額×2/3	課税標準額×2/3	
	1kW以上	課税標準額×1/2	課税標準額×1/2	
バイオマス発電設備	1万kW以上～ 2万kW未満	課税標準額×2/3	課税標準額×2/3 ※ 4	
	1万kW未満	課税標準額×1/2	課税標準額×1/2	

- ※ 1 グリーンイノベーション基金補助金を受けて取得した1kW未満のペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備
- ※ 2 認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備であって、次のいずれかの補助金等を受けて取得した50kW以上の設備（建築物の屋根及び公有地に設置されたものを除く）
- ① 二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に限る）
 - ② 需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金（需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る）
 - ③ 株式会社脱炭素化支援機構が行う対象事業活動に対する投融資
- ※ 3 太陽光発電設備は、いずれの出力区分もFIT(固定価格買取制度) ・FIP認定外のものに限る。
- ※ 4 木質バイオマス又は農産物の収穫の伴って生じるバイオマス区分に該当するものは、課税標準額×6/7。
- ※ 5 風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備は、いずれの出力区分もFIT・FIP認定のものに限る。